

## マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）について

マイナンバーカードを保険証として利用するには事前登録が必要です（従来どおり健康保険証を使った受診も可能です）。マイナ保険証を利用すると、オンラインで資格確認することが可能です。また、他の医療機関で処方された薬剤情報や特定健診の情報の提供に同意していただくと、診療に活用することができます。同意は毎回必要ですので、受診の度にご持参ください。

マイナ保険証では以下の資格情報を確認することができます。

- ・各種被保険者証（健康保険被保険者証／国民健康保険被保険者証／高齢受給者証など）
- ・被保険者資格証明書
- ・限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

以下については、マイナ保険証では確認できませんので、**ご持参ください**。

- ・市町村の医療助成制度にかかわる受給者証（乳幼児等、母子家庭等、父子家庭、重度心身障がい者など）
- ・特定医療費（指定難病）受給者証 他

マイナ保険証は、マイナンバーカードの有効期限切れ、破損、システム障害などで、利用できないことがあります。そのような際に、健康保険証がないと窓口負担割合を把握できませんので、初診時や保険証の内容に変更があった際は、健康保険証もご持参いただくとありがたいです。

当院は、適切な医療提供のためにオンライン資格確認システムを導入し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードの保険証利用にご協力をお願いいたします。厚生労働省の規定により、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定いたします。

### 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

#### 【初診時】

##### 加算1（6点）

- ・通常の保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが、特定健診情報や薬剤情報等の診療情報の提供に同意されなかった場合

##### 加算2（2点）

- ・マイナ保険証を提示し、診療情報の提供に同意された場合

#### 【再診時】

##### 加算3（2点）

- ・通常の保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが、診療情報の提供に同意されなかった場合